

## 交通事故解決のための基礎知識

### 一. はじめに 一

車を運転中、誤って人をはね大ケガを負わせた場合、車の運転者は事故の加害者として刑事上・行政上の責任を負うだけでなく、被害者の損害（治療費、休業損害、慰謝料、後遺症が残れば逸失利益など）を支払う（賠償する）という民事上の責任も負います。しかも、この賠償責任は運転者だけでなく、車の所有者や運転者の使用者も負うわけです。

しかし、交通事故の多くは、加害者が一方的に悪く被害者に全く責任がないとは言いきれません。又、一概に加害者・被害者と分けられない事故の態様も少なくないのです。そのため、賠償額の算定には、事故の当事者双方の過失割合認定という問題が起るのです。

このように交通事故は、それほど簡単な問題ではありませんが、ここでは交通事故についての基本的事項を簡単に説明し、大筋をつかんでいただくことを目的としています。

### 1. 民事上の責任について

#### (1) 民事上の責任と運行供用者責任

①民法上の責任— 過失ある行為によって他人に損害をあたえると、加害者はその人の被った損害を賠償しなければなりません。これを不法行為責任といって、法律上の大原則であり、民法709条以下に定められています。  
交通事故の場合でも、自動車の運転者が運転を誤って人に損害を与えれば民法709条の不法行為責任に基づき賠償義務を負います。また運転者の使用者も、場合によっては民法715条の使用者責任の規定によって、責任を負わされることもあります。

②自賠法上の責任— 交通事故に関する損害賠償責任の特色は、場合によってはたんに加害車を所有しているだけで直接事故に係わっていなくても、特別の法律によって責任を負わされる場合があることです。正確にいうと「自己のために自動車を運行の用に供する者」（これを運行供用者という）であるというだけで、損害賠償責任を負わされるのです。これは、自動車損害賠償保障法（以下自賠法と略す）3条に基づく責任で、一般に運行供用者責任といわれます。  
この法律は、自動車という危険なものの運行を支配している者、自動車から利益を受けている者に、事故そのものに直接関係なくても賠償責任を負わせるものです。被害者は、直接の加害者だけでなく、運行供用者にも賠償を求めることができ、保護が厚くなっています。  
例えば、友人にドライブをするので自動車を貸してくれないかと頼まれ、所有自動車を一時貸した場合には、その借り主である友人が運行供用者に当たることは勿論のこと、貸主である自動車の所有者も運行供用者ということになります。

(2) 民法709条と— 被害者が、加害者に対して損害賠償を請求するには、法律上の根拠がなければなりません。しかし、加害者の運転者がその車の所有者でもある時は自賠法3条の関係 被害者が加害者に賠償を求めるのに、民法709条（不法行為責任）、

自賠法3条（運行供用者責任）のどちらの条文も根拠となります。  
その違いを簡単に述べますと、自賠法3条は民法709条に比べて、その要件の立証がより容易であるということです。

民法709条による場合は、被害者が加害者の違法な行為によって損害が生じたことのほかに、加害者に故意、過失のあったことを立証しなければならず、これらの要件をすべて立証できなければ、被害者は加害者に損害の賠償を求めることはできません。

これに対し自賠法3条によるときは、相手とその自動車の運行供用者であること、その運行によって生命・身体を害され、それによって損害が生じたことを立証すればよいのです。

運行供用者が自賠法3条による責任を免れるためには、逆に自分の方で、運行供用者及び運転者に過失がなかったことを立証しなければなりません。ほかに、被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があったこと自動車に構造上の欠陥または機能上の障害がなかったことも立証して、初めて自賠法3条の責任を免れることができます。

なお自賠法3条は人身事故のみにしか適用されませんので注意が必要です。

## 加害者の損害賠償責任の根拠

①自動車損害賠償保障法3条による責任・  
運行供用者の責任

\*被害者側での故意・過失の立証は不要

②民法709条による不法行為責任

\*被害者側に故意・過失の立証責任あり

③民法715条による使用者責任

\*従業員の事故などでは使用者にも責任がある

## 2. 損害賠償と自動車保険の活用法

(1) 自動車保険の種類・強制保険 (自動車損害賠償保障法に基づく保険で正式には自動車損害賠償責任保険略して自賠責保険といい加入が強制されている)

- ・任意保険 (加入するしないが本人の自由に任されている保険)
- ・賠償責任保険 (加害者側が被害者に対して負担する損害賠償責任を填補する保険。対人賠償責任保険 (自賠責保険) と対物賠償責任保険とに分かれる。)
- ・その他の保険 (自損事故保険、無保険者傷害保険、搭乗者傷害保険、車両保険など)

(2) 損害賠償の対象となる損害項目

- ①狭義の傷害による損害—治療費、付添人費用、雑費、通院交通費、休業損害、入院治療に対する慰謝料
- ②後遺障害による損害—後遺障害に対する逸失利益、後遺障害に対する慰謝料

(3) 自賠責保険の特質

- ①被害者請求—自賠責保険では、被害者保護の趣旨から、被害者が直接保険会社に請求して賠償金の支払いを受けることができます (自賠法16条)
- ②重過失による減額—もともと被害者救済のために設けられたものです。そのため、被害者に重大な過失がない限り賠償金を減額することはありません。  
(原則として、被害者の過失が70%以上の場合対象となります)
- ③自賠責保険請求権の時効—自賠責保険の被害者請求権は事故発生の時から2年で時効にかかります (自賠法19条)。2年を経過すると、被害者請求によって自賠責保険の保険会社から直接支払いを受けることはできません。  
入院が長引く時には、被害者請求 (加害者側の同意不要) などして、時効を中断しておくことが必要です。  
ところで、不法行為による損害賠償請求権の時効は3年ですから、3年以内であれば加害者に対して損害賠償を求めることができます。  
なお、加害者が被害者に損害賠償したときの保険金の請求権の時効は、賠償金を支払ったときから2年間であり、これによって加害者が不利益を受けることはありません。  
また、後遺障害がある場合、自賠責保険では後遺障害による損害についての時効は、症状固定の日を損害発生の日とし、その時から時効は進行するものとしています。

(4) 任意保険の特質—この保険の特質はなんといっても示談代行ということでしょう。もし示談が成立せず、裁判になったときでも、ほとんどの場合保険会社とその顧問弁護士を加害者側の代理人として立て、訴訟に応じてきます。しかも、加害者側の弁護士費用も保険会社が持ってくれますので加害者にとって、これほど便利な保険はありません。

(5) 自賠責保険と任意—任意保険の対人保険は自賠責保険の上積み保険で、自賠責保険の保険金額を超える賠償部分について補填するものです。

- (6) 自賠責保険でカバーされる損害の範囲 自賠法3条は、自動車を運行の用に供することにより他人の生命・身体を害したとき、自動車の運行供用者（所有者、運転していた本人等）は損害賠償責任を負うと定めています。  
ここで問題となるのは、他人性についての解釈です。被害車両に乗っていた人や、歩行者が他人に該当することは、余り問題がありません。事故を起した車に同乗していた人が死亡・傷害などの損害を受けた場合その被害者が車の運転を交替でして、たまたま運転していなかった時に事故が起きたような共同運行者の場合を除き、単なる友人知人、行きずりの第三者の関係しかない場合は他人に該当します。  
従って同乗者であっても、加害者である運行供用者から見て他人に該当すれば、対人賠償保険の対象となります。但し、任意保険では保険会社が免責される条項が、いくつか規定されていますから注意が必要です。例えば、同乗していた親族が被害者になった親族間事故の場合でも、判例は、親族も他人に該当するとしていますし、自賠責保険・任意保険も他人性を認めて支払いの対象としています。また車の所有者等本来運行供用者の立場にある者が同乗者として被害を受けた場合は、被害を受けた同乗者も運転していた加害者と共に共同運行供用者であり、他人に該当しないとしています。しかし、車の所有者が無理強いされて車の使用をしぶしぶ許し、自分も同乗していた場合などでは、所有者が他人に該当すると判断される余地もあります。  
自賠責保険によりカバーされる範囲は、原則として人損ですが眼鏡松葉杖等、通常身体の一部の機能を果たしている物が損害を受けた時は厳密には物損となりますが死亡・傷害という人損に必ず伴う損害といえますので、人損に含めて自賠責保険が適用されます。
- (7) 自賠責における 自賠責保険から支払われる限度額は120万円です。被害者は実際に生じた損害額が120万円に達しないときは実際の損害額しか請求できませんし、逆に120万円を超えるときは自賠責保険から120万円を支払ってもらった後、残額を加害者（運行供用者）か、或いは任意保険会社に請求することになります。  
支払われる保険金の主な内容はつぎのとおりです。  
・感謝料…対象となる日数は、被害者のケガの態様、実治療日数その他を勘案して、治療期間の範囲内で認める。  
→一日につき4,100円（任意保険は別途）  
・入院中の付添い看護費…医師が必要と認めた場合。  
→労働大臣認可の家政婦の紹介による家政婦の場合は定められた料金  
→近親者またはその他の者の場合は一日につき4,000円  
・入院中の雑費…社会通念上、必要かつ妥当な実費（パジャマ等）  
→一日につき1,100円まで  
・入通院交通費…原則として実費（バス、電車代、ケガの程度によってタクシーを使用するのが相当である場合のタクシー代）  
・休業損害…休業損害の対象日数は実休業日数を基準として、損害の態様などを勘案して治療期間の範囲で認める。専業主婦も該当します。  
→一日につき5,500円（有職の給与所得者或いは事業所得者で事故前の実際の収入が5500円より高い場合はその実額（ただし、19,000円が上限）  
また、後遺症を残した場合、自賠責保険から後遺症の等級（内容と程度により一級（3,000万円）から十四級（75万円）に分かれる）に応じた保険金が支払われます。後遺症診断書、診療報酬明細書等の必要書類を保険会社を介して調査事務所に提出し「事前認定」という手続きにより何級に該当するという認定がなされます。
- (8) 自賠責における 被害者が死亡した場合の自賠責保険の保険金額は3,000万円です。支払われる保険金の主な内容はつぎのとおりです。  
・葬儀費…原則として60万円  
・逸失利益…死亡しなければ得られたであろう収入を損害と捉えるもの算定には事故前の被害者本人の収入かまたは死亡時の年齢に対応する年齢別平均給与額のいずれか高い方を前提  
・感謝料…死亡本人について350万円  
また遺族の人数、被扶養者の有無により支払額がかわります

## (9) 損害賠償を解決する方法

- ①当事者を確定する—事故の当事者が生存していれば、被害者が損害賠償請求権者で、加害者あるいは運行供用者が賠償義務者であることは容易にわかります。また被害者が死亡したときには、その相続人が全員が加害者側に対して賠償請求することができます。
- ②損害を証明する—損害については、被害者が証明する責任を負います。  
資料の収集
- ③事故の態様を知る—損害賠償額を確定するに当たっては過失割合が非常に大きく影響します。その過失割合を判断する上で、もっとも大きな要素は事故態様です。そして、事故態様を知るための重要な資料が刑事記録です。事故直後の当事者の供述、実況検分調書からなる刑事記録は、損害賠償の裁判でも最も重要視されています。もし、加害者に対して懲役、罰金などの刑が科せられ、刑事上の責任が問われているのであれば、刑事記録を閲覧し過失割合を判断する資料とすることができます。交通事故の加害者の刑事責任を問うには裁判にかけなければなりません。しかし、この裁判にかけられる権限即ち、公訴を提起する権限は、国家機関である検察官にあり、私人がこれを左右することは出来ません。交通事故で示談が成立していないのに検察官が不起訴とするときは、被害者側に一方的な過失あるいは重大な過失がある場合がほとんどです。
- ④当事者間で話が—当事者間でいくら話あっても示談がまとまらない場合は、最終的にはつかないとき—訴えを提起し、裁判で決着を付けざるを得ません。訴訟以外の方法としては、調停という手続きが意外と便利な方法です。また、加害者が任意保険に入っているときには、財団法人交通事故紛争処理センターに申し立てるのが非常に有効です。示談に至らない時でも場合によっては処理センターの審査委員会が損害賠償額について、裁定という判断を下すことがあります。なお、保険会社には、この裁定に服さなければならぬという一応の不文律がありますので、被害者が裁定に従うのであれば、裁定で示された金額によって示談が成立することになります。
- ⑤訴訟と弁護士費用—交通事故訴訟では、弁護士費用の一部も損害として認められています。しかし、判決までいかず、裁判の途中で和解になった時は、弁護士費用は請求しないのが慣例となっています。

## (10) 損害賠償についての法律

- ①不法行為に当たる—交通事故に限らず、他人の何らかの行為によって損害を被った場合の要件  
損害賠償は、民法709条の不法行為に該当するかどうかで請求の可否が決められています。この不法行為に該当するためには、次の四つの条件を満たしていることを、被害者側で証明しなければなりません。
  - 一. 加害者が責任能力者であること。  
(加害者が15～16歳を過ぎていれば責任能力ありとされている)
  - 二. 加害者に、故意または過失があったこと。  
(故意というのは「わざと」やった行為であり、過失というのは「注意を尽くしていれば事故を避けられたのに、その注意を尽くさず不注意で事故を発生させた」ことをいいます。)
  - 三. 被害者の生命・身体や財産などの権利を害されて損害の生じたこと
  - 四. 故意または過失による侵害行為と損害の発生については、関係(相当因果関係)のあること。  
(因果関係については、通常起こりうると考えられる因果関係に限っています。)しかしながら、故意・過失の証明は非常に難しく立証ができないケースが少なくなかったのです。そのため、被害者を十分救済できる新しい法律として自動車損害賠償保障法(略して自賠法)が制定されました。この法律では、自動車事故によって、生命・身体を害された場合には、即ち人身事故の場合には、自動車を自分のために運行している者(自動車の持ち主などで、これを運行供用者といいます)に対し過失の存在を主張せずに、事故によりいくらの損害を被ったということを、被害者側は主張・立証すればよいことになったのです。加害者側の故意・過失を立証する必要はありません。なお、この自賠法の適用は、人身事故に限られています。車の破損、家屋の損壊といった物損事故では不法行為によって損害賠償をすることになります。

自動車損害賠償保障法3条でいう自動車とは、道路運送車両法2条2項に規定する自動車および同条3項の原動機付自転車をいう。  
 また、運行とは、人または物を運送するとしなにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い利用することをいう。  
 さらに、運転者とは、他人のために自動車の運転または運転の補助に従事する者をいう。

### 3. 過失相殺について

交通事故の被害者は被った損害を加害者に損害賠償することができます。しかし、その損害すべてを加害者が賠償しなければならないかというところではありません。というのは、交通事故が起きた原因を探ると、加害者が一方的に悪い（すべての責任がある＝故意過失がある）というケースはまれで、被害者側にも何らかの過失があって事故が発生したという場合がほとんどだからです。

過失相殺というのは、被害者の損害発生または損害を拡大させたことについて、被害者自身にも過失があったときは、その賠償額を決める際、被害者の過失も考慮されるということです。

つまり「危険の公平なる分配」あるいは「損害の公平なる負担」という見地から認められる理論です。従って、交通事故の解決に過失相殺の果たす役割は、極めて大きいものがあります。

また、交通事故の場合には、追突事故の一部を除いては、被害者側にも何らかの過失があって、これが加害者側の過失と一緒にあって事故が発生させる場合非常に多いのです。さらに歩行者との事故でも歩行者が急に飛び出したとか、横断禁止の場所を横断したとか、あるいは左右の安全を確認しないで歩いていたとかなどの過失が事故の発生に繋がっています。そして、歩行者側に全く過失がないというのは、全体の10～20%にすぎないといわれています。

- ①過失相殺の適用――加害者の事故に対する責任を追求するための過失を求めるときには、加害者に不法行為責任の能力が備わっていないとされています。この能力とは、注意をすれば悪い結果が予想でき、その結果が発生すれば自分がどういう責任を問われるのかを理解できる知能をもっていることをいいます。一方被害者の過失能力については、事物を弁識する能力が備わっていれば十分であるとの方向性が示されています。この事理弁識能力とは、物事に対して良いか悪いかを判断する知能がある場合をいうものとされていて、過失責任能力より一段低い能力です。弁識能力は、小学校にあがる年齢に達すれば備わるものとされています。一方、行為責任能力は、15～16歳ぐらいからといわれています。

- ②典型的な事故における基本割合――
- ・横断歩道上を青信号で横断した歩行者の過失  
→車が青で進入してもゼロ%
  - ・横断歩道上を赤信号で横断した歩行者の過失  
→車が青信号の場合は70%
  - ・横断禁止場所を横断する歩行者の過失  
→30%
  - ・信号機のある交差点で直進車同士の事故（青信号と赤信号で進入）  
→青信号車の過失ゼロ%  
→赤信号車の過失100%
  - ・信号機のある交差点で直進車同士の事故（赤信号同士）  
→双方50%
  - ・信号機のある交差点での直進車と右折車の事故（共に青信号）  
→直進車の過失30%  
→右折車の過失70%
  - ・交差点での左折車と直進車の事故  
同幅員の道路→双方の過失50%  
優先道路 →広路直進車の過失10%  
一時停止 →違反左折車の過失80%
  - ・対向車同士の事故（センターライン有）  
→白車線走行車の過失ゼロ%  
→センターオーバー車100%
  - ・信号機のある交差点での直進車同士の事故（自転車赤、車青信号）  
→自転車の過失80%

- (11) 時効について
- 一ある一定期間、権利を行使しないでいるとその権利が消滅してしまうことがあります。これを消滅時効といいます。
  - 不法行為による損害賠償の場合には、被害者が損害および加害者を知ってから3年間権利を行使しないと消滅時効にかかります。
  - また、轢き逃げ事故で大ケガをしたというような場合には、加害者がわかるまで時効は進行しません。交通事故で損害がわかるとは具体的に治療費や休業損害がわかり、損害額が計算できるようになった時を指すのではなく、負傷した事実や死亡した事実が分かったときと考えられています。
  - 例えば、治療期間が4年かかり、その間に加害者からは、何の支払いもなく、被害者は何も請求しなかったという場合には、被害者の損害賠償請求権は時効により消滅することになります。
  - なお、交通事故により後遺症が発生した場合には、医師が後遺症が残ったと診断したときに、後遺症による損害がわかったと考えその時から消滅時効は進行すると考えられています。
  - つぎに、自動車保険の保険金請求権の消滅時効についてですが、保険金請求権の時効は保険金を請求できるときから2年間経過してしまうと成立することになっています。

- (12) 時効の中断
- 一時効の期間が進行中でも、ある事実が生ずると、その進行してきた時効期間が全く効力を失うことがあります。これを時効の中断といいます。
  - それでは時効の中断になるような事実とは、どういうものかということ
    - ・裁判上の請求 ———— これは損害額を支払えと裁判所に訴えを起こすことです。
    - ・催告 ———— これは相手方に対し損害額を支払えと内容証明郵便などで請求することですが、その後6カ月内に裁判手続きしないと効果はなくなります。また、一度催告した後6カ月内に再び催告しても時効中断の効力は生じません。
    - ・差押え、仮差押え ———— これは裁判上の手続きですが、被害者の強力な権力行使の表れで時効中断の効力があります。
    - ・承認 ———— これは加害者が賠償支払義務のあることを認めることです。治療費や休業損害など損害額の一部を支払ったとか、今お金がないからもう少し待ってくれとの申し出があったとか、利息を払ったとかは承認になると考えられています。

#### 4. その他

- (1) 示談について
- 一交通事故を起こすと、刑事上、行政上、民事上の責任が問われます。しかし、刑事上と行政上の責任を問えるのは、原則として警察や裁判所だけで、被害者は民事上の責任しか追及できません。この民事上の責任つまりは損害賠償のことですが、支払方法や金額は被害者と加害者とが話し合っで決められます。これが示談交渉といわれているものです。
  - 交通事故で一家の大黒柱を亡くしたり、大ケガをして多額の治療費がかかりそうな場合、経済的な不安から、つい相手の言うがままに示談をしてしまいがちです。しかし加害者が強制保険に加入していれば（加入していない車は乗れない）被害者請求という方法で、加害者の同意なく当面の治療費や生活費を直接保険会社に請求できますし（ただし、当健康保険組合では、必ず事前に申し出ることになっている）健康保険や労災で治療費を払ってもらうこともできます。（健康保険を使用する場合には、所定様式による届出が法律上義務付けられている）加害者に誠意がなかったり、示された賠償金額が納得いかなければ、このような手立てで当面の経済的不安を取り除き、腰を落ち着けて示談すべきです。
  - また、示談交渉が上手くいかなければ、被害者は調停や訴訟を起こす事もできます。調停は近くの簡易裁判所に訴訟は地方裁判所に申し立てます。

- (2) 事故証明がないと保険金は下りない
- 一自動車の運転者が、交通事故を起こして保険金を支払ってもらおうとする場合、交通事故を起こしたという証明をしなければ、保険金の支払いを受けられません。したがって、事故を起こした場合には必ず警察に事故の届出をしてください。

- (3) 複数車の事故では—例えばタクシーに乗り、走行中にトラックと衝突した場合、事故は双方の運転手の過失によって発生したものです。乗客は、この事故によって負傷したのですから、タクシーの運転手の過失によって損害を受け、また、トラックの運転手の過失によっても損害を受けたこととなります。法律的にいえば、双方の運転手の行為は共同不法行為なのです。共同不法行為の場合には、各不法行為者が、それぞれ被害者の損害全額を賠償しなければなりません。
- (4) どのようなときに—勤め先（主として会社）の仕事に従事中に、自動車事故にあって死傷した人には、自賠責保険のほかに労災保険の適用があります。法律的にいうと、業務上の傷病ということになっていますが、業務上とはかなり広い概念で、会社主催の運動会や社内旅行も業務上の行為となります。注意すべきことは、サラリーマンが会社へ通勤する途上で自動車事故にあったときにも、やはり業務との関連性が認められ、労災保険が適用されます。（健康保険は業務外における疾病のみ適用されます）
- (5) 轢き逃げ、無保険—政府保障事業という制度があり、被害者は国から損害の填補に相当する給付金の支払いを受けることができます。自賠法では政府保障事業という制度を設けて、保険会社から自賠責保険の保険料の一部を国に納付させ、これを基に給付金の支払いをすることにしましたのです。政府保障事業による給付金の支払い請求書は、保険会社に提出します。どの保険会社に提出してもかまいません。政府保障事業は、自賠責保険と同じく自賠法によって定められているもので、自賠責保険と同じ水準の救済を図ろうとするものです。したがって、給付金の支払いも、自賠責保険の基準と同じ基準に基づいて行われています。（傷害の場合120万円が限度）なお保障事業による支払いの場合、一般の民事損害賠償の事例と同程度の厳格な過失相殺がおこなわれる。これは、自賠責保険の過失相殺と比較すると、不利な点と言えます。なお、健康保険組合が第三者にかわって立て替えた給付金については、支払いを受けられません。

## 交通事故と健康保険法の関連条文

交通事故に対する健康保険の取扱いは、一般の疾病と異なり、第三者行為としての取扱いとなります。健康保険組合としては、事案が第三者行為である以上、当事者間での問題のすべてを解決してもらうことを前提としているわけですが、いずれにしてもこの取扱いには、健康保険財政面からも、また求償という面からも誠に厄介な業務をとまいません。よって、なるべく健康保険組合としては避けて通りたい問題の一つではありますが、交通事故の場合、健康保険診療と自費診療の格差が非常に大きいこと（2～3倍）と、過失の問題から、被害者である被保険者に多大な負担が生じることがあり、これを避けて通るわけにはいきません。いかなる場合においても、被保険者の立場に立って対処することが健康保険組合の務めであり、それが健康保険法の立法精神であると考えべきだからです。ただし、第三者行為である以上、その取扱いは一般疾病とは異なり、無条件に保険給付するわけにはいきません。

そこで、健康保険法に定められた、第三者行為に関連する条文を挙げると以下のようなものがあります。

### (1) 健康保険法施行規則第65条（届出の義務）

「療養の給付を受くる疾病または負傷が第三者行為に因るものなる時は被保険者はその事実、第三者の氏名、住所並びに疾病または負傷の状況を遅滞なく健康保険組合に届出すべし」となっています。

つまり、健康保険の被保険者はこの規則のもとに届出を義務づけられているわけですが、現実には、特に交通事故の場合、この届出が正確に履行されていない状況が多く見受けられます。

また、届出があっても、その時期が事故日より相当後になってしまうというのが現状です。その結果、本来支給してはいけない附加給付金が支給され、後日本人から返還してもらうことになりませんが、このことは事務処理の輻輳の一因にもなっております。届出が遅くなる原因としては、被害者である被保険者の多くがこの届出の義務があることを知らない場合か、また当初は自費診療かもしくは直接自動車保険で治療費を負担し、途中から健康保険に切り替えた場合が考えられますが、健康保険組合にとっては、この点が一番問題となる点で、この届出がなければ、当該傷病が第三者行為に因るものなのかどうかの区別がつかない上、第三者行為に因るものでも、給付や求償の方法がはっきりとわかりません。

この問題については、当健康保険組合でもけんぼガイドやプラスワン等の機関紙またホームページへの掲載等を通じて被保険者の方へのPRに努めておりますが、その効果がなかなか上がらないのが実情です。

そこで、その問題を少しでも解決するには、当健康保険組合の日頃の被保険者に対する指導、教育、PRは勿論のこと、事業主側の協力が最も必要と考えられます。

なぜなら、被保険者の最も身近にいるのが事業主側であり、事業主の担当者の人たちに、交通事故の場合の健康保険の給付と求償がどのようなものであるのかを十分に理解してもらうことによって、被保険者と健康保険組合の間にさまざまな協力の方法が生まれてくると考えられるからです。

それには、当健康保険組合及び事業主側がその受け入れ体制を十分に完備して、「交通事故の場合には、健康保険組合は勿論事業主の担当者に相談すれば、最も良き相談相手になってもらえる」というような意識が被保険者にもたれるようにしていかなければならないと考えております。

つまり、交通事故の場合、健康保険の給付を受けることにより、被保険者にどのような利点があるのかということと、またその後、健康保険組合には求償の義務があることなどを、まず事業主側が十分理解し、機会あるごとに従業員である被保険者に対して教育の一環として取り上げていただき、そして、健康保険組合がその結果に十分対応することが最も必要と考えられます。



(2) 健康保険法第57条(損害賠償請求権)

「保険者(=健康保険組合)は事故が第三者行為に因り生じた場合において保険給付をなしたるときは、その価額の限度において保険給付を受ける権利を有するものが、第三者に対して有する損害賠償請求の権利を取得する。前項の場合において、保険給付を受ける権利を有するものが、第三者より同一事由につき、損害賠償を受けたときは保険者はその価額の限度において保険給付の責を免れる」となっています。

この条文によって、保険者は加害者側、つまり第三者に対する損害賠償請求の権利を自動的に取得することになり、その取得する範囲は、保険給付を受ける権利を有するもの、つまり被保険者や被扶養者である被害者が第三者である加害者に対して有する損害賠償請求の権利であります。

事故によっては、被害者に過失がある場合があり、そのような時にはその過失分については、被害者は第三者に対しては請求権のないことは当然のことです。

従って、保険者はこの条文からしても事故の内容を十分に把握する必要があります。

この条文のもう一つの特徴は、保険給付の免責事項です。つまり、「被害者が同一事由により加害者から損害賠償を受けた場合はその価額の限度において保険給付の責を免れる」とあるように、この第57条の条文は、交通事故に対する給付についても重要な条文となり、保険者は正確な給付という点からもこの条文の内容を被害者である被保険者に十分理解してもらうよう努力することが大切です。

また、被害者が加害者に対して請求権を放棄した場合が問題となっておりつまり、被害者が自分の請求権を放棄したということは、加害者から損害賠償を受けたものとみなすという事案が、最近では問題となっています。

例えば、単独事故の場合で、その同乗者が負傷した場合に、その運転者が同じ職場の同僚や会社の上司であるような場合は、損害賠償の請求が非常に困難なものです。しかし、運転者は人身事故のため、刑事上の処罰の問題や行政処分の面からも示談書が必要となり、両者話し合いの上、損害賠償については、自賠責保険の範囲内という示談がよく行われています。

この場合、被害者である被保険者の損害と保険者である健保の給付額との合計が自賠責保険の保険金限度額の範囲内(120万円)であれば、問題はないのですが、それ以上の損害額であった場合が問題となってきます。

つまり、前述のとおり、自賠責保険金の限度額を超えた損害については被害者は請求権を放棄したことになります。このような場合、そのケースの内容如何によっては、保険者の求償も不可能になることもあるのです。

このようなケースの場合、当事者に聞いてみると、その多くが医療費は保険者である健保で、休業補償については健保からの傷病手当金でという考えで、健保の求償が行われるということは全く知らなかったという答えが返ってきます。

保険者は勿論のこと事業主及び事業主担当者としては、このようなことのないように十分注意する必要があります。